別表に定める事前審査時の要件、差入時の要件および債権譲渡契約書書式の要件について

日本銀行が担保として適格と認める証としてのスタンプを押なつするための事前審査時の要件は、手形（ＣＰを除きます。以下、本別表において同じです。）およびＣＰ、電子記録債権または証書貸付債権の別に、次表のとおり別表１、２または３に規定しています。

日本銀行が担保差入先から担保差入の申出を受けた際に確認する差入時の要件は、手形およびＣＰ、電子記録債権または証書貸付債権の別に、次表のとおり別表４、５または６に規定しています。

日本銀行が担保差入先から債権譲渡契約書書式の承認申請または変更の承認申請を受けた際に確認する要件は、次表のとおり別表７に規定しています。

別表中、符号「〇」が付されている要件については、必ず充たしている必要があります。符号「●」が付されている要件については、要件欄に記載する条件に該当する場合に充たしている必要があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事前審査時の要件 | 差入時の要件 | 債権譲渡契約書書式の要件 | 担保の種類 | 別表上の表示 |
| 別表１ | 別表４ | ―― | 手形（ＣＰを除く。） | 手形 |
| ＣＰ | ＣＰ |
| 別表２ | 別表５ | ―― | 企業または不動産投資法人を債務者とする手形類似電子記録債権 | 手形類似電子記録債権 |
| 企業または不動産投資法人を債務者とする電子記録債権（手形類似電子記録債権を除く。）のうち、シンジケート・ローン電子記録債権以外のもの | 電子記録債権（手形類似電子記録債権以外） | 相対 | 企業等 |
| 政府（特別会計を含む。）を債務者とする電子記録債権 | 政府 |
| 政府保証付電子記録債権のうち、シンジケート・ローン電子記録債権以外のもの | 政府保証 |
| 地方公共団体を債務者とする電子記録債権のうち、シンジケート・ローン電子記録債権以外のもの | 地公体 |
| 企業または不動産投資法人を債務者とする電子記録債権（手形類似電子記録債権を除く。）のうち、シンジケート・ローン電子記録債権であるもの | シンジケート・ローン | 企業等 |
| 政府保証付電子記録債権のうち、シンジケート・ローン電子記録債権であるもの | 政府保証 |
| 地方公共団体を債務者とする電子記録債権のうち、シンジケート・ローン電子記録債権であるもの | 地公体 |
| 別表３ | 別表６ | ―― | 企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のもの | 証書貸付債権 | 相対 | 企業等 |
| 政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権以外のもののうち、セカンダリー玉以外のもの | 政府 | 通常適格 | セカンダリー玉以外 |
| 別表７ | 政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権以外のもののうち、セカンダリー玉であるもの | セカンダリー玉 |
| ―― | ―― | 政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であるもののうち、セカンダリー玉以外のもの | 特別適格 | セカンダリー玉以外 |
| 別表７ | 政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であるもののうち、セカンダリー玉であるもの | セカンダリー玉 |
| 別表３ | ―― | 政府保証付証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権以外のもののうち、シンジケート・ローン債権およびセカンダリー玉以外のもの | 政府保証 | 通常適格 | セカンダリー玉以外 |
| 別表７ | 政府保証付証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権以外のもののうち、セカンダリー玉であるもの | セカンダリー玉 |
| ―― | ―― | 政府保証付証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であるもののうち、シンジケート・ローン債権およびセカンダリー玉以外のもの | 特別適格 | セカンダリー玉以外 |
| 別表７ | 政府保証付証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であるもののうち、セカンダリー玉であるもの | セカンダリー玉 |
| 別表３ | ―― | 地方公共団体に対する証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のもの | 地公体 |
| ―― | 企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるもの | シンジケート・ローン | 企業等 |
| 政府保証付証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権以外のもののうち、シンジケート・ローン債権であるもの | 政府保証 | 通常適格 |
| 政府保証付証書貸付債権であって、かつ全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権であるもののうち、シンジケート・ローン債権であるもの | 特別適格 |
| 地方公共団体に対する証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるもの | 地公体 |

（注）表中、「特別適格」とは、全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権をいい、「通常適格」とはそれ以外のものをいいます。